

雪おろし作業での事故を防ぐ!!

十日町市では毎年、雪おろし中の事故が発生しています。市では雪おろし作業での事故防止のため、手掘りで雪おろしを行う住宅について各種補助を行っています。補助金も活用しながら、事故の発生を防ぎましょう。

1 安全対策設備の設置工事費補助（都市計画課：025-757-9935）

対象工事

- ①「命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）」の設置工事
 - ②「転落防止柵」の設置工事
 - ③「固定式昇降用ハシゴ」及び「昇降補助設備」の設置、取替え工事
- （注意）③は①または②と併せて行う工事に限る。ただし、①、②がすでに設置されている場合は、③のみ申請可能。「昇降補助設備」は「固定式昇降用ハシゴ」の設置が条件。

令和4年11月30日まで
受付期間延長

補助率、補助限度額

補助率：対象工事費の**50%**（千円未満切捨て）

補助限度額：1棟あたり**10万円**（要援護世帯は**15万円**）



新規補助事業

（来年度の実施は未定）

2 雪下ろし墜落防止器具購入費補助（建設課：025-761-7412）

住宅に命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）が設置されている方が、対象器具を購入する場合に補助します。

対象器具

1 住宅につき
最大3人分まで可能

- ①「墜落防止器具」ハーネス型、胴ベルト型墜落制止用器具等
 - ②「墜落防止付属器具」固定フック、命綱、カラビナ、ヘルメット、かんじき等
- （注意）②は①と同時に購入する場合に限る（②のみの購入は対象外）

補助率、補助限度額

補助率：購入費の**50%**（要援護世帯は**75%**）（千円未満切捨て）

補助限度額：1人分あたり**2万円**（要援護世帯は**3万円**）



3 雪おろし作業費補助（建設課：025-761-7412）

住宅に命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）が設置されている方が、業者等に墜落防止器具を使用しての雪おろし作業を依頼した場合に補助します。（雪処理券使用分は対象外）

補助率、補助限度額

補助率：作業費の**50%**（要援護世帯は**75%**）（千円未満切捨て）

補助限度額：1シーズンあたり**5万円**（要援護世帯は**7.5万円**）



※各補助金の条件や申請方法・期間など詳細については担当課までお問い合わせください。